

聴覚障害者と刑事手続

一九九三年六月・兵庫手話通訳問題研究会講演速記録より

渡辺修

*本稿は、一九九三年六月二一〇日、兵庫手話通訳問題研究会が主催した「刑事手続と聴覚障害者」講演会における講演の速記録に最小限の補正をしたものである。したがって、脚注も最小限のものとした。また聞き手が手話通訳者であるため、刑事手続の基本についてふれている部分もある。なお、テーマ全体については、松本晶行・石原茂樹・渡辺修編集『聴覚障害者と刑事手続 公正な手話通訳と刑事弁護のために』（一九九二年・ぎょうせい）参照。

一 犯罪と聴覚障害者との出会い 聴覚障害者と刑事手続との出会いはふたつある。ひとつは、犯罪の被害者となることだ。これにまつわって、私が感銘をうけたエピソードがふたつある。ひとつは、全国手話通訳問題研究会の事業部長である小出新一氏が書かれた『手話知らんすんまへん』にててくる話である。

ある聴覚障害のある老夫婦に親切そうな手話のできる健聴青年が近寄ってきた。最初のうちは親切そうにしていたが、やがて暴力で金銭を奪うようになり、脅してはお金を出させる、これを避けるため老夫婦が住所をかえても追いかけて来る、こうして長年にわたり多額の被害を受けていた事件があつたという。この老夫婦はいつも

にこにこしてそんな被害にあつては、手話相談員にももらさずふたりだけで脅え苦しみつらさを耐えていたようだ。

それが周囲の人の知るところとなり、警察の取調べを受けることとなつたが、犯罪を証明するためには夫の証言が必要になつた。しかし、未就学のため十分な手話能力がない。しかも、犯人を恐がつてかなかなか話をしようとしない。が、老聴覚障害者が最後に自分の怒りを表現する。その場面を、通訳にあたつた小出氏は次のように書いている。

「私は、奥さんとともに必死で通訳した。もちろん、身ぶりを使い、絵を書き、立ったりすわったり、ありとあらゆる方法で試みた。すると、それまでニコニコしていたIさんの顔色がみるみる変わり、怒りにふる、全身の力をふりしぼつて自分のコブシをにぎりしめ、満身の力をこめて、自分の頬をコブシでなぐる。何回も何回も、何回も、何回も、何回も、何回も、何回も……私は、絶句し、怒りの涙にふるえながら、『これや!!これが、そのときのようすや!!』としか言えなかつた」⁽¹⁾。

聴覚障害者が手話で、あるいは、みぶり・手振りで言いたいことを伝えることの難しさと聴覚障害者をとりまく健聴者との意思疎通のむずかしさをよく伝えるエピソードと思う。こうして犯罪にまきこまれて被害者となつた聴覚障害者は、実に悲惨な状況に置かれることが少なくない。

南日本新聞一九九二年四月二十四日に、聴覚障害者である被害者夫婦から逮捕される九二年四月まで七年にわたつて夫婦の貯金・年金など一五〇〇万円を脅し取つていた事件が載つてゐる。新聞はこう紹介している。「Y容疑者と工員は中学時代の同級生。卒業後しばらくは同じ会社に勤めていた。七年にわたり被害に遭つていたことについて、工員は『食べていけさえすれば、泣き寝入りも仕方ない。断われば殺される』と

思つていたという。知人らが相談にのり、被害届に踏み切った」。

この数行の記事の陰に、おそらくはさほど親しくもなかつた犯人が聴覚障害者仲間であることを口実に被害者夫婦につきまとつようになり、やがて脅迫・暴力で夫婦の生活を踏みにじつていく過程があつたように推測される。そして、最後には、長年の被告人の暴力に恐怖したふたりが年金が振り込まれる銀行通帳とその印鑑そのものを渡してしまう、そうしてつきまとわれる恐怖感から逃れようとした姿が浮かび上がつてくる。⁽²⁾

聴覚被害者が主体的にそして安心して生活できる条件を整える課題はまだまだ残されている。同時に、聴覚障害者が巻き込まれている犯罪の重さ・悲惨さを十分に理解して、それを的確に刑事手続に反映していくことの難しさにも思いを致さずにはおられない。いずれの側面についても、いつも身近で接している手話通訳者の努力に期待されるところが大だと思われる。

(1) 小出新一・手話知らんません（かもがわ出版・一九八九年）一〇九頁。

(2) この事件については、「聴覚障害者と刑事手続」研究会でとりあげて九三年四月に現地で関係者とのケース研究会を行つてある。同事件は、裏付のとれた被害金に対する恐喝・詐欺事件で起訴され、検察官がいったんは求刑二年六月としていたものの、その後示談が成立し、これを踏まえて、検察官は求刑を二年とし、裁判所はこれを受けて、九二年九月二二日に、懲役四年、執行猶予四年の刑を言い渡した（以上については、南日本新聞九二年九月二三日参考照）。なお、鹿児島地判平成四年九月二二日（平成四年（わ）第一三六号、一九一号）（未公刊）参照。

二 刑事裁判とは では、逆に聴覚障害者が事件を起したという理由で被疑者・被告人の立場に立たされたならどうなるのか。まず、刑事裁判とはどんな様子なのか、一九九三年五月に広島地方裁判所で傍聴したある事件を

通して紹介しておこう。

被告人は、一九六九年生まれの一四才。顔立ちのきれいな女性であった。むしろまだ幼い顔立ちとさえいえるくらいだ。それが法廷に被告人として立っている……。実は、覚せい剤自己使用で起訴されていた。法廷には母親と保護司の人が傍聴に来ていた。母親は娘が腰繩と手錠姿で拘置所の職員ふたりに囲まれて法廷に入つて来るのをみたときから、もう涙を流し嗚咽を止めることができないでいた。なぜまじめそうな感じの学生風の若い女性が覚せい剤自己使用罪で法廷にたつ羽目になつたのか、疑問に思わずにはいられなかつた。

こんな事情のようである。被告人は以前に自分が車を運転中に事故を起した、しかも、同乗していた友達は死に自分は助かつた、この事件で、一〇月の懲役を言い渡され、九二年五月に仮出獄。しかし、友人を死なせた引け目、自分は刑務所帰りの女だという引け目をあまりに強く意識し過ぎたようだ。どうせ自分はふつうの男は相手にしてくれないと思いこんでいるうちに、ひょんなことから出会つた暴力団の男に声をかけられてそのまま肉体関係をもち、付き合い始める、そして、この男が自分もやつてゐる覚せい剤をやるようすすめる……。本人は、事故の弁償金が残つてゐるので、他方ではまじめに働いてそれを少しづつ返したいと考えて仕事にもついた。ところが、暴力団の男は、夜昼かまわずポケベルで本人を呼び出す、さらに、結婚を迫る、断わると家に押し掛けてきて親に娘を出せと迫る、兄嫁の仕事先まで押し掛けたわめき散らす……。

結局、仕事先に迷惑をかけられないということで、本人は二度仕事をかえるが、男はやはりまとわりつく、呼び出されるたびに肉体関係と覚せい剤使用の繰り返し、本人もやけになつてくる。結婚を断わると、殴る・蹴るの暴力。ある日、ポケベルで呼び出され、町中でいうことをきかない本人をこの暴力団員が殴る・蹴るの暴行を加えているところ、通行人から連絡のあつた警察がふたりを逮捕する……。こうして、裁判を受けるところまで

いきついたようだ。傍聴した範囲でメモしたものなのでやや不正確かと思われるが、概ねこうした内容の事件であつた。

本人は、母親の泣きながらの証言に自らも涙ながらに聞き入っていた。「どうか立ち直つてお嫁にいく姿をみたい……」そんな母親の言葉が印象に残る。最後に本人自身も、自分が馬鹿だったこと、親をはじめ周囲の人々の信頼を裏切ったこと、保護司の先生の期待も裏切ったこと、心から反省していると涙声で語る……。検察官も一方的に本人を責めるのではなく、暴力団員が若い女性をターゲットにして覚せい剤をつかわせとりこにするのが彼等の手口だ、それをよく認識しなければとんでもないことになる、という厳しく断固たる説教をしていた。

三 裁判と専門用語

こうして、実際に事件の傍聴をしていると、いろいろな人生のドラマを見る思いがする。ただ、ドラマの進行方法は、刑事訴訟法という法律が定めている。ひとつ一つの形、手続に従つて進められていく。この刑事手続の目的は、被告人が有罪か無罪か、有罪だととしてもどれくらいの重さの刑罰を与えるべきかを判断することである。その中心は、証拠を調べる手続だ。最初に検察官が有罪を立証するための証拠を裁判所に調べてもらい、次に、弁護人側の証拠を調べてもらう手続である。こうした手続を傍聴していく最初に気のつく問題は、法律の専門家にしか分からぬ特別な言葉遣い、言い回しによつて手続が進められることだ。例えば、こんなやりとりがなされる。これは、九二年八月に東京地裁のある覚せい剤自己使用罪の事件を傍聴してメモしたものである。

検察官が調べてほしいといった証拠について、裁判所が弁護人の意見を聞くと「全部同意いたします」と述べた。検察官が裁判所に証拠書類等を手渡しその内容を簡単に説明した後、今度は弁護人側の立証になつた。次のようなやりとりがなされた。

裁判官→弁護人「弁護人側の立証はどうされますか」。

弁護人→裁判官「被告人が拘置所で書いた反省文と情状証人として本日在廷している父親を申請します」。

裁判官→検察官「検察官、どうされますか」。

検察官→裁判官「反省文については、同意します。証人については、しかるべき」。

裁判官「ではいずれも採用します」。

こうして弁護人のほうで調べてほしい証人や証拠を裁判所が調べる手続が始まった。「情状証人」とか「同意する」とか「しかるべき」とか、どんな意味を持つていてるのか、しろうとには分かりにくい。ましてや、それを手話でうまく伝えられるのかどうかとなるといつそう疑問がでてくる。もつとも、意味のわかりにくい単語はまだ処理しやすいと思う。そうした用語が使われたときに、手話通訳者が遠慮なく「今の言葉の意味がわかりません」と発言者に聞き返したらいからだ。「しかるべき」などという言葉はあまり日常的には使わない。そうして特殊用語については、手話通訳者の推測で意味を訳さず、念のため「意味がわかりません」と聞き返すべきであろう。

とはいって、実際のところ手話通訳付事件を何度か傍聴したが、どうしても手話通訳者は遠慮しがちだ。法曹三者を前にして「別な表現にしてほしい」とはつきり法廷の場でいうのにはかなりの勇気もいる。関係者が権威的な態度をとれば、手話通訳者の側も萎縮しがちだ。だからこそ、なお一層手話通訳者のプロ意識として、通訳者は、法廷ではいわば頑固者でなければならないと思う。

四 音声言語と手話通訳の困難 手話通訳の上でより困難なのは、弁護人や検察官が手話の性質を考えずに質問などするときではないか。一九九三年四月から一〇月まで広島地裁に係属していた聴覚障害者の強盗殺人事件

の公判を傍聴したが、被告人の母親に対する証人尋問の傍聴メモから気の付いた点を紹介したい。

弁護人「今回の事件の前にも窃盗未遂をおこしている、おとうさんもおかあさんも知っていたでしょう。」

母親 「はい」

弁護人「警察にもよばれたでしょ。」

母親 「はい」

弁護人「何回か重なると、よほどよく注意しないと、犯罪が続く、あるいは、段々エスカレートするというか、大きな事件になると、困るから、よく注意していましたが。」

母親 「毎日、でるときに、悪いことしちゃいけないと注意していました」

この最後のやりとりが問題だ。長い文章。切れ目のない文章。意味が多重の文章。これを即座に手話に置き換えるのは難しい。聴覚障害者の弁護を私選で依頼された弁護士でさえ手話通訳付きであることに配慮した発問を中心とする姿勢が乏しかった。しかも、これに証人の意味不明瞭な答えが加わると、通訳のむずかしさは倍増する。もうひとつ例を出す。この後に被害弁償の金額の話になつた。

弁護人「弁護士からは何千万円もといわれたのですか。」

母親 「はい」

弁護人「両親としては五〇〇万円しかできなかつた。で、家屋敷についてはどう考えているのですか。」

母親 「売るとか、ああいうふうにしてみるとか……」

弁護人「家、土地売つてどれくらい入るの。」

母親 「わずかです。少ないです。」

弁護人「二〇〇〇万円でも、三〇〇〇万円しか残らない？」

母親 「はい。」

前後の事情を説明しないとおよそ理解できない問答が続く。裁判官は後で調書をじっくり読むから証言の意味が判るが、聴覚障害のある被告人にとつては意味不明の通訳を見ているだけのことになりかねない。

五 手話の特性と通訳の困難 以上のこととは、裁判官・弁護人・検察官が質問の仕方、証人に答えさせる表現の仕方にちょっと注意を払って、内容を明確に、文章を短くする等の工夫をすれば通訳の困難もずいぶん解消する。しかし、さらに手話の性質上、通訳が難しいと思われるような表現もよくでてくる。とくに仮定法の入る表現だ。上記の強盗殺人事件の続きだが、次のようなりとりがあつた。

弁護人「親として、自分たちの子どもの育て方について、もう少しこうしておけばよかつたとか、ああしておけばよかつたとか、反省することはありますか？」

母親 「今までのことはよかつたと思つていただけに、こんな大きな事件をおこして、力が足りなかつたことがあつたのだと思います。」

こうした場面に直面したとき、手話通訳者の多くは、手続の流れを妨げるのは悪いと思つてか、なんとか自分の通訳の力量を駆使して通じさせるように努力すると思つ。だが、法廷では、あまり物わかりのよい通訳者であつてはいけない。むしろ、手話の性質から表現が困難な場合には、裁判所に対しても「いまの質問や証言は意味がとにくくて、訳せない」とはつきりと直ちに指摘すべきだ。機械のように片隅で通訳の仕事を黙々とこなすのが、通訳人の役割ではない。その被告人に伝わる手話で意味を伝えることが大切だ。通訳しにくい言葉を指摘するのは、通訳人が法廷で果たすべき当然の職責であり権限である。手話通訳者は、この点の自覚をはつきりと持つべ

きではないか。

六 手話と感情移入 今までのことは、弁護人が注意し、手話通訳者が遠慮なく聞き返しをするようになればだいぶ改善される。しかし、まだ難しい問題がある。先に紹介した広島地裁の覚せい剤自己使用罪で捕まつた女性被告人の場合、証言台にたつ母親の涙ながらの証言を聞きながら、自分も涙を浮かべていた。そこには、彼女の真剣な反省の姿勢がみられる。判決を言い渡そうとしている裁判官もその彼女の態度をしっかりと見ていく。この点は、裁判官がどれくらいの刑を言い渡すのか判断する上でたいへん重要なことだ。

ところが、先ほどの聴覚障害者の強盗殺人事件では、やはり母親が証人になり、息子がこんなどいそれたことをしてもうふるえがとまらなかつた、自分がかわれるものならかわって死にたかつた、もう元の家にもどれず知人の家を点々としながら暮らしている、家土地も処分してなんとか被害者の家族に弁償したい……こんなことを懸命に話しているのに、本人は、手話の動きを目で追いながらふんふんと諾いているだけでおよそ反省の色は外目にはうかがえなかつた。母親の胸が張り裂けるような気持ちを手話にのせて、それを本人にも伝える、そこからおのずと反省の気持ち、母親に苦労かけて申し訳ないという気持ち、それが出てこないと、母親を情状証人にだす意味は半減するのではないか。この強盗殺人事件では、こうした感情移入はなかつた。手話の限界なのか本人が本当に冷酷な人間なのか、ともかく平然とした態度でいる。傍聴席にいた私には彼の感情の波が伝わつてこなかつた。⁽¹⁾

手話で感情を伝えること。健聴者であれば、いつのまにか理解できる喜怒哀楽の感情を手話にうまくのせることが。これは、手話ではできないものなのだろうか。少なくとも、裁判官、弁護人、検察官に誤解させない工夫はないものだろうか。この点は、手話通訳の方法面でいま一段の研究が必要に思われてならない。同時に、法曹関

係者もこうした手話通訳の一定の限界を知つていてほしいところだ。

(1) この事件について、広島地裁は一九九三年一〇月六日に懲役二五年（求刑一八年）を言い渡した（毎日新聞・一九九三年一〇月七日）。

七 手話と黙秘権 次に、こうした手話通訳の技術的側面ではなく、刑事裁判の被告人にされている市民の権利をどう保障するのかという点からの通訳の難しさがある。人権感覚が強く要求される場面での通訳の困難さといえる。なかでも黙秘権の告知の難しさは、手話通訳者のみならず、法曹関係者も十分に認識しておくべきであろう。

参考として、九二年一〇月に大阪地裁に係属していた聴覚障害の被告人に対する窃盗事件での黙秘権告知の様子を紹介しよう。事件は、一九九二年九月に大阪府内のあるたばこ屋の現金用小物入れから、被告人が現金三万円を盗んだというものだ。しかし、経営者がすぐに気がつき、追跡し、逃げる被告人をしばらく追いかけて問いつめると、盗んだ現金を差しだしたのでこれを受け取る一方、警察へ通報した。被告人は現行犯で逮捕された。裁判は九二年一〇月、一二月、そして九三年一月の三回で終了し、懲役二年の実刑が言い渡された。⁽¹⁾

さて裁判の最初に、裁判官が被告人の氏名や住所、本籍、職業を確かめる。そして、検察官に起訴状の朗読を求める。それから、被告人に起訴されている事実を認めるのかどうか、裁判官が質問するが、その前に黙秘権の告知をしなければならない。その際、次のようなやりとりが手話通訳者を介して続いた。手話通訳を介した黙秘権告知のリアルな現状を浮き彫りにするため、ややくどくなるが傍聴メモをほぼそのまま引用する。もちろん、被告人の供述は通訳人を介したものである。

裁判官「これから今事件について、あなたの弁解を聞きます。その前に注意します。言いたくなければ、なにごとも言わなくともいいです。質問の中で、答えてくなければ、答えなくとも結構です。答えないといつて、なんら不利益はうけません。自分から発言しても結構です。話したことは、有利にも不利にも

裁判官が判断する場合の資料になります。わかりましたか」。

通訳人「有利・不利は得するとか損するとか訳していいですか」。

裁判官「裁判所が有罪、無罪の判断の資料に、有罪のときに刑の資料を使います」。

被告人「お願いします」。

裁判官「言いたくなればなにも言わなくともいい。分かりますか」。

被告人「はい」。

裁判官「言わなくとも、なんら不利益にならない……」。

通訳人「罰されることはないと訳していいですか」。

裁判官「はい。裁判所が刑を決める場合の資料にすると言うことだから。で、発言することについては十分に

氣をつけてください。言いたいときには、手を挙げて下さい」。

弁護人「今の告知で何を理解したのか被告人に言わせて下さい。その中身から理解できたのか判断して下さい」。

通訳人「判った、なに、同じこと、言ってください。私、いま、話したこと、何が分かった?」

被告人「……」(何も答えられずにたたずんでいる)。

今度は、女性の通訳者が交代して再び説明のやり直しとなつた。

裁判官「君はしゃべりたいことがありますか」。

被告人「しゃべれない。耳、悪いから」。

裁判官「言いたいことがありますか」。

被告人「これからがんばってやります」。

裁判官「質問されたら、常に答えなくともいいことは分かりますか。聞かれても黙つていいし、言つてもいい、

これは分かりますか。それは自由だからね。黙つても何ら悪いことにならない……。分かりますか」。

被告人（うなずく）。

弁護人「そこまで何がわかったのか本人に言わせて下さい」。

裁判官「ぼくが言つたこと、もう一度あなたの言葉で手話で言つて下さい」。

被告人「同じ」。

裁判官「しゃべらない自由がある」。

通訳人「いろいろ聞かれる、どちらでも自由、構わない、それを手話でやってほしい」。

被告人「指がいたいから、手話できない」。

通訳人「これから聞かれます。答えどうします。みんな答えますか」。

被告人「みんなしない、少しだけします」。

この間に何度も通訳者の方でも裁判官の質問・説明をまたずに被告人から答えを引き出すように表現をかえた
り質問を繰り返したりしていた。続いて三回目の説明が試みられた。

裁判官「質問される、答えたくないとき、答えるのか」。

被告人「仕事、がんばる」。

裁判官「しゃべりたいときには手を挙げて言いなさい。しゃべりたくないときには、手を振りなさい。いま、言つたことをもう一度自分の手話でやつてみて下さい」。

被告人「こと、裁判、長い、考える、ない、仕事いく、やる」（これは、被告人の手話を通訳人が理解できる範囲で通訳したもの）。

ここまで、裁判官は一〇分間の休憩を宣言した。その後、四回目の説明がはじまる。

裁判官「君はしゃべりたくないこともありますか」。

被告人「いいたくないこと、ない」。

裁判官「言いたくないこと、でたときどうしますか」。

被告人「言いたい」。

裁判官「いやと思つたらどうします」。

被告人「ない」。

裁判官「いいたいことばかりですか」。

被告人「言いたい」。

裁判官「言いたいことと言つたとき、言つたことをもととして……」。

被告人「言つたこと、考える、決める、長く、なつても、かまわない」。

裁判官「言つたことで刑が長くなる、いいのか」。

被告人「ながい、いや、体悪い、死ぬ」。

裁判官「言つたことで長くなることもある」。

被告人「体悪い、食べられない」。

裁判官「いいかどうか、考えて言いなさい」。

被告人（うなずく）

裁判官（弁護人、検察官に向て）「不利益な部分はわかつたみたいですかね」。

弁護人「どうわかつたのか、確かめて下さい」。

裁判官「わかつたかどうかは、裁判所が判断しますから。不利益な部分が問題だが……。（被告人に向かつて）「しゃべるとき考えなければならない必要があること、わかりますか」。

通訳人「『ない』との手話をしています」。

裁判官「いつたことで刑がなくなることもあります」。

被告人（首を縦にふる）「警察、捕まる、長い、困る、仕事やる、考えて、盗みやめる、警察、手話下手」。

裁判官「細かなことはいいから。しゃべらなくともいい、黙っている、いい？」。

通訳人「構わない」との手話をです」。

裁判官「言いたくないとき、黙る、できる？」。

被告人（うなずく）

通訳人「できます」。

裁判官「言いたくないとき、どうしますか」。

被告人「言わない」。「全部答えます」。「体、悪い」。

裁判官「しゃべったこと、損することも、得することもある」。

通訳人「しゃべったことで、長くなることもあります」。

被告人「短くお願ひします」。

裁判官「答えた内容で、長くなることもあります。だから、言いたくなればしゃべりたくなければ、黙つてもいいのです」。

被告人（うなずく）

こうして休憩をまじえて四五分ほど奮闘した裁判官は、ついに被告人は黙秘権について「十分理解しています」と宣言してしまった。もちろん弁護人がすかさずどうわかったか確認するように求めて異議を申し立てた。裁判官は、被告人は手話を十分に理解していると指摘し、黙秘権を理解しているかどうかは裁判所が判断すべき事項として異議を却下した。こうして黙秘権告知手続は終了した。

しかし、実際に傍聴した範囲でも、そして以前からこの聴覚障害者を知っている手話通訳関係者の説明を受けても「黙秘権」が理解できているとはとても思えない。裁判所の強引きが目についた。こんな場面では、手話通訳者が刑事裁判での通訳の経験をつんでいたとしても決してものわかりのいい、親切な通訳者になつてはいけないと思う。裁判官の説明が手話を通してその被告人に伝わらないこと、それをはつきり裁判官、検察官、弁護人に知らせることこそ大切なのだ。

手話通訳者はどうしても一生懸命通訳をしようとする。通じないのは、自分の手話通訳の技術が下手なせいだと思いがちだ。また、日常生活での通訳と同じように、裁判官、弁護人、検察官の再度の説明をまたずに自分で工夫して通じさせようとする。しかし、どちらも正しい態度とは思われない。刑事裁判は、日常生活で聴覚障害者を援助するときの通訳とは異なる。通訳者は通じないときにはそれを自分の技術のせいにする前に、裁判官、

弁護人、検察官に告げて対処させなければならない。「これでは伝わらない、これでは通訳できない、別な表現にしてほしい」と相手に問題を投げ返すことが大切だ。手話の性質、聴覚障害者のコミュニケーション能力を考えて、「このように伝えていいか」「こう表現してもいいか」と助け船をだしながら、やはり裁判官、検察官、弁護人に投げ返さなければならぬ。こうした意味での積極性こそ忘れないでもらいたい。

(1) 大阪地判平成五年一月一三日(平成四年(わ)第三三〇九号)(未公刊)参照。なお、判決言渡し後の控訴手続の説明でも同じように裁判官は一方的に説明し、被告人の理解を確かめずに閉廷している。この点について、朝日新聞一九九三年一月二十四日「耳が不自由、手話も苦手な被告／公正な裁判保障へ模索」参照。

八 通訳人の数 ところで、このときの手話通訳者は一人任命されていた。これもささいなことだが、重要だ。外国人事件でも三、四時間の法廷をほぼ休憩なく一人の通訳者が担当するといった場面を何度も傍聴しているが、これは通訳の体力的限界からくる誤訳のおそれを無視した暴挙としかいよいよがない。幸い大阪方面の要手話通訳事件では、自覺的な手話通訳者が多いためか、争わない事件であっても通訳人は二名任命させる働きかけがなされている。お互いに助け合いつつ誤訳を防ぎしかも休憩もとれるよい工夫だと思う。⁽¹⁾

(1) 九四年三月から神戸地裁に係属した聴覚障害者による詐欺事件でも、罪体に争いがないのに、手話通訳者二名が通訳人に任命された。なお、神戸新聞一九九四年三月二七日「手話の裁判／誤訳防止に一人で通訳」参照。

九 消えてしまった手話の困難さ 公判調書の謎 事件終了後、このときの公判でのやりとりを記録した裁判記録を見た。もっとも関心のあった点は、弁護人が黙秘権が伝わっているのかどうか本人の手話で表現させてほ

しいと主張し、実際に被告人にそう求めても全く動作をせずにたたずんでいたといった状況が記録に残っているかどうかだ。本人が黙秘権を理解したとは思えない法廷のリアルな情景だからだ。ところが、長くなるので最後の部分のみ引用するが、調書は次のようにしか記載されていなかつた。

裁判官「しゃべらなくていい、ということは分かりますか」。

被告人「かまわないです」。

裁判官「被告人は、言いたくないときは、黙ることはできますか」。

被告人「できます」。

裁判官「言いたくないときには、どうしますか。損になることは、言いますか」。

被告人「言いません」。

裁判官「しゃべったことで、得することもありますし、損をすることもあります。分かりますか」。

被告人「長くなることは困ります。短くなるのをお願いします」。

裁判官「被告人がしゃべった内容で、長くなることもあります」。

被告人「私が答えたことで、長くなつたら困ります。死にます」。

裁判官「だから、言いたくなれば、黙ついてもよいのですよ」。

被告人「分かりました。言いません」。

こうして整理された記録だけみると、この黙秘権告知に休憩をまじえて四五分もかかっていた事情など想像することができまい。また、被告人はときどきはとんちんかんな答えはするけれどもだいたいの意味は理解していると受けとめられてもやむをえない内容だ。これでは、手話でかなりコミュニケーションができる人だという

誤解を招くのを防げない。この事件が控訴されても、高等裁判所の裁判官は、被告人について誤ったイメージを持ちながら記録を読み進めて事件について判断することになってしまおう。

こうした誤った被告人像を裁判官が抱かないようにするためにも、ちょうど外国人事件についてテープ録音するのと同じように、手話通訳のつく事件についてはビデオ録画すること、せめて被告人質問のときだけでもビデオ録画することが必要ではないか。⁽¹⁾が、聴覚障害者を被告人とする事件は数も少ないし、社会的にも注目を浴びることもありないせいか、裁判所も従来の運用を思い切ってかえる勇気はないようだ。

このとき任命されていた手話通訳者の一人は、刑事事件の通訳経験の豊富なベテランだ。だからこそ、トンチンカンな答えも平然とそのまま訳していた。通じないとみると直ちに「通じません」と述べて、裁判官の指示を待っていた。こうしたやりとりは記録にもある程度は残る。ところが、手話通訳者が先走って自分でかみ砕いて説明してしまう、判らせてしまう、そうすると、あとに残る記録はいつそスマーズに伝わったものとして記録されることになる。これでは、被告人の真実の姿が裁判官・検察官・弁護人に隠されたまま有罪にされてしまうおそれがでてくる。手話通訳の難しさを記録にとどめるという意味でも、通訳者は少しものわかりの悪いがんこさを持つていて欲しいと思う。

(1) 一九九三年一〇月二一日の午後、大阪高裁第五刑事部で興味深い手続を傍聴した。傍聴した範囲でわかつたところによると、外国人一人の共犯事件で、弟の妻の不倫相手のところへ赴いた被告人兄弟と相手方とが喧嘩となり相手を包丁で刺したといった内容の傷害事件らしい。被告人・弁護人は、控訴審に入った当初の公判での通訳が不正確であると主張した。これを受けて、裁判所はすでに新しい通訳人を任命していたが、彼女を鑑定人として通訳の正確性に関する鑑定を行ふと決定した。これ自体珍しい手続だ。その方法は、保存されていた録音テープを法廷で再生して

鑑定人が通訳の正確性をチェックし口頭で説明するものである。傍聴していた筆者にとつてもショッキングなことに、鑑定人は、かなり重大な誤訳があると指摘した。傍聴メモなので不正確な点もあるが、指摘された誤訳例を二、三挙げる。

例えば、三人で争っていた一場面について、弁護人は「あなたの手のけがはなぜできたか」と言つた趣旨の質問をしたのに対して、被告人は「自分が包丁をもつていた。被害者は、自分のその腕をたたいた。それで包丁を落とした」という意味の説明をしたという。しかし、鑑定人によると前の通訳人はこれを逆さまに「自分が、包丁をもつてている被害者の手をたたいてその包丁をたたき落とした」という意味で通訳しているという。

弁護人が被害者が包丁を持ち出した状況について被告人に「危険な状態だと感じたか」と質問した。被告人は「はい、そうです。被害者が包丁を持って私と兄にふりかざしてきました。私と兄を切ったのです」ときちんと説明していると鑑定人はいう。しかし、前の通訳人は単に「はい、そうです」としか訳さなかつた。弁護人が確かめるために、もう一度同じことを聞くと、被告人は、「被害者が包丁をもつて兄に切りかかつた。つぎに私の手を切つた。その後被害者の妹が被害者から包丁を取り上げた。でも、被害者はさらに中華なべをもつて殴りかかつてきた」と説明している。ところが、通訳人はまた「そうです」とだけ訳してあとは省略しているという。

そのうえ弁護人は被告人が詳しく説明しているらしい様子をみて、「それでいいです」と言つているのに、こうした弁護人の意向を全く通訳していないばかりか、通訳人が勝手に「弁護人が聞いたことだけ答えなさい」と叱りつけの口調で話しをしているという。被告人の一人はその段階ではある程度日本語がわかつたらしく、通訳が不完全だと抗議したが、通訳人はこれも無視しその抗議も通訳しなかつたらしい。また、被告人が説明が長くなるので、途中で一度訳してくれと頼んだのに、これも無視して通訳をしないでいる場面もあったという。

弁護人が「相被告人が被害者から包丁を奪ったあとどうしたか」という趣旨の質問をした。ところが、通訳人は、「あなたは危険を感じたか」という意味で通訳した。さらに、被害者が鍋をふりかざしたときすでに被告人は倒れて

いたのかどうかという状況も問題であつたらしい。被告人は、「そこは間違ひだ。調書では被害者が殴りかかったとき、もう自分は倒れていたとなつてゐる。しかし、本当は被害者が鍋でなぐつたのであつて倒れた」と説明した。だが、通訳人は「そこが間違ひだ」とだけ訳した。

鑑定をした通訳人は、前任の通訳者は中国語も日本語もうまいのになんでこんな通訳をしたのか驚くとまで言つていた。それでも、録音テープが残つていたからこそそうしたチェックができた。手話通訳の場合、事の性質上録音テープは意味をなさない。ビデオ録画がぜひ必要だ。

(2) 理想としては、①すべての公判廷のビデオ録画、②特別弁護人として手話通訳者を選任し通訳のチェックをすること、③裁判所は二名の通訳者を任命して交代で通訳をさせることである。

なお、珍しい事例であるが、一九九三年四月二七日に大阪高等裁判所第一刑事部は、常習累犯窃盜事件の控訴審手続きにおいて、被告人側が申し立てた被告人の手話の理解能力に関する検証の申立を認めている。当日、手話通訳者による尋問状況をすべてビデオ録画した。現在これを資料として被告人の手話理解力に関する鑑定の準備がなされてい

る。

一〇 警察での被疑者取調べと手話通訳 法廷でのやりとりは、傍聴を通じても克明に記録できる。裁判所が整理した公判調書と實際にあつたことを比較することもなんとかできる。しかし、もっと問題なのは、警察のおこなう取調べだ。このとき、取調べ室の中にいるのは、取調べをする警察官と取調べを受ける聴覚障害者、そして、手話通訳者だけである。なにが行われているのか、そのほかの第三者は知るすべがない。

上記の窃盜事件の被告人は、法廷でみても手話で細かな事実を時間をおつて順序よく話すまでの力があるとはおよそ思えない。ところが、警察の取調べに対しても手話で細かな事実を時間をおつて順序よく話すまでの力がある

ていた寮をでてから、お金を盗めるような店を物色して店にはいり、現金を盗んで逃走する様子、その後店の主人につかまってしまう様子がこまかにここまで、本人の口から説明されたような記述になつていて。

一例だが、被告人は店に侵入する前に外で様子をうかがう場面があつたようだ。取調官はどこで様子をみたのか尋ねている。最初の取調べのとき作成された供述調書では、「私は、店のおっちゃんが、店から離れるか、ト イレに行くのを待つため、店の向いの、私が歩いて来た方向側にある新聞屋の前の電柱の陰に隠れて、店の方を見ていたのです」と具体的に詳しく説明したことになっている。

ところが、その後の取調べでこの様子を隠れてみていた場所をかえる供述がでてくる。この取調べの前に、警察の方で被告人を連れて現場に出かけて行つて実況見分をしたようだ。そのとき、おそらく当初供述に出てきた電信柱では店に近すぎるか何かの事情で隠れて様子を見るのには適当な場所ではないと警察側が判断したのではないかと推測される。そこで、警察側は、現場でもなんとか本人にどこに隠れていたのか指示し示させようとしたのではないか。が、おそらく手話が通じない等の事情で被告人は警察からみるといかにも様子をうかがうのに都合がよそそな場所を指し示さなかつたものと推測される。

そこで、現場から警察署へ帰るや、ふたたび密室での取調べとなる。取調官は、この場所を再確認するための質問をおこなつたのである。質問は、「あなたは、たばこ屋に盗みに入る前に、店のおっちゃんの様子をみていたと言つていきましたが、それはどこですか」というごく単純なものだ。ところが、本人は、次のように答えている。

「私は、現場で刑事さんを案内し、そこで説明しようとしたが、この時、たばこ屋の前の通りは、人通りが多くなり、私は、その人達に見られている様な気分となり、はずかしいのと、かつこ悪いという思いが頭の中

を走り、気が動転してしまい、現場で説明できなくなってしまった、「盗みの現場を案内し、現場を見た時、新聞屋の電柱から隠れて見ようと思ったが、少し距離が近いので、姿がわかつてしまうと、その時思い、もう一つ離れた電柱のそばの角に隠れて、店のおっちゃんを見ていたのを思い出だした……」。

一読しただけではこの答に潜む問題点はわかるまい。が、この被告人については、こうした質問をされただけで、さつそく実況見分のときにうまく説明できなかつた理由をまず説明する、次に前の説明と違う内容の説明をするのは現場で記憶が戻つてきだからだと説明する、そしておもむろに場所の訂正をする……このよつたな込み入った叙述の仕方が可能なほど手話による高度のコミュニケーション力があるとはおよそ思えないと他にも例がある。

問「あなたは、前刑で常習累犯窃盜罪で有罪の判決を受け、刑務所に服役していますが、いつどこの刑務所をでたのですか」。

答「私は、今年の六月一九日に大阪刑務所を出所しました」。

問「あなたは、刑務所を出たとき、どう思いましたか」。

答「今度こそ盗みをやめ、眞面目に働いて生活していくと思いました」。

なにげなく読むともつともらしいやりとりだ。しかし、聴覚障害者が「どう思いましたか」という発問に対し、発問者のおおよそ期待する答の範囲内を予測して答えるのは、かなりのコミュニケーション力がある人ではないか。

検察官は、ふつう警察が取調べのときに作成した犯行を認める供述調書をあとで裁判になつたとき、証拠とし

て調べてほしいと裁判官に請求する。自白がある、これが一番はつきりした証拠になるからだ。だが、この事件では、検察官はこうした取調べのときの供述調書の証拠調べを請求しなかった。本人に法廷で質問するからいいという。これは、ひじょうに珍しい検察官の立証のやりかただ。私が推測するには、もし自白調書を証拠として請求したら、上記のようなきめ細かなことを本当に本人が手話で伝えたのかが争いになつて、その点が争われれば、裁判官の目の前で、手話ではそうした細かなことまで伝えられるほどのコミュニケーションの力がないことが歴然と/or>しまつけるためではなかつたか。結局、この事件の自白の調書は、捜査官が自分たちで調べた内容を本人が説明した形でまとめた作文にすぎないことがわかつてしまつ、それくらいなら、今回の事件は、現行犯事件なので、有罪であることは間違いないから、よけいな波風をたてないようにしたのではないか。

では、これが有罪・無罪を争う事件だとしたらどうか。そうした事件で、先に述べたような問題を含む調書が作成されていたとしたらどうなるのか。裁判官はおそらく誤った事実を認定しがちになろう。そこに、取調べと取調べの際に作成される供述調書の恐ろしさが潜んでいる。

一一 被疑者取調べと手話通訳者の役割

取調べの場に臨むことのできる第三者は、手話通訳者だけだ。それだけに、警察から通訳を頼まれたときでも、基本的には、聴覚障害者の言いたいこと、話したいことを正確に、冷静に伝える、取調べ官の質問をその聴覚障害者の理解可能な形でかみくだいて伝える、要するに、聴覚障害者のための通訳であるという認識をまずはつきりさせながら、対応すべきではないか。

取調べ官も時間のかかる取調べ、自分の期待するような答の返つてこない取調べが続くといらだつ、声を大きくする、怒鳴る、などといふことも珍しくないと思われる。このとき、通訳者もやはりそうした感情が乗り移つた通訳になつてしまいかねない。いつのまにか捜査機関と一緒になつて本人を追及しているような通訳になつてしま

まいかな。これは、避けなければならない。唯一の第三者であるだけに、むしろ、取調べ官に冷静に取調べをするように働きかける、とくに大声をあげても本人には聞こえず、通訳者の方こそ、精神的に疲労するだけであることを説明することが大切ではないか。

取調べが終わると、捜査官がまとめた供述調書に通訳者も署名・押印を求められる。それは、調書に書いている内容通りのことを本人が話したことのもつとも有力な証拠になる。それだけに、最後の署名・押印は慎重であつてほしい。手話ではでてこない表現、本人が使つていない表現がでてきたらやはりその点を指摘して訂正・追加を求めるべきだ。

例えれば、取調べのはじめに黙秘権について説明がなされ、この点について被疑者が「よくわかりました」と述べたかのような記述になつていてる例がある。しかし、実は、手話ではこの「よく」は表現困難である。また、取調べの終わりに「こんなことをしてどう思つてゐるのか」と質問したのに對して、手話では例えば、「お金取つてかわいそそうと思う」と表現しているのに、取調べ官の判断でこれを調書に載せようとしない場合もある。「かわいそそう」を「気の毒」といった捜査官サイドの表現でまとめようとすることも珍しくない。このほか、「ドスンと落とした」「ポンと投げた」等の擬態語も手話にはならないようだ。

ただ、それでも捜査官は「だいたいあつていればいいから、ともかく署名・押印を頼む」と迫つて來ることもある。それを頑固に拒むのは、實際のところはなかなかむづかしい。實際にも手話通訳者は「法律のことはよくわからない」と考えて不承不承ではあつても署名・押印に応じる例があるのでないか。だが、被疑者の供述調書は後に裁判になつたとき、裁判官が自白は本人の意思で述べたものかどうか、そして犯行については故意があるのかどうか、犯行のやりかたはどれくらい残酷かなどを判断する材料にする重要な証拠になる。それだけに、

調書の内容に疑問が残る場合には、「これでは手話通訳者として責任を持てないので署名・押印は控えたい」といねいにしかし断固として意思表示して欲しいものだ。手話通訳者は、聴覚障害者の主体性と人権を保障する援助をするのが任務だと思う。この位の覚悟と勇気で警察官とも相対するプロ意識を持つことをぜひ心がけて欲しい。

一二 刑事手続の適正化と手話通訳者の役割 裁判官も弁護士も検察官も聴覚障害者の事件を扱うことは滅多にない。このため、聴覚障害のこと、手話の性質、聴覚障害者の考え方の特徴など十分な勉強をしないで裁判をするのが実状だ。その中で、手話通訳者だけが、全国手話通訳問題研究会や最近では日本手話通訳士協会など全国的にいろいろな形で組織されており、刑事裁判と手話についても勉強する機会に恵まれている。だからこそ、被告人の立場にたたされた聴覚障害者のために、法曹関係者の的確な情報を提供していくこと、そして正確なコミュニケーションを保障していくこと、そつした役割を通じて聴覚障害者のかかわる刑事裁判を適正なものにかえていくことが強く期待されている。